

# 消費者被害情報



私たちのまちでも  
こんなことがあります！



## 給湯器にメンテナンス業者の シールが勝手に貼られていた！

給湯器が故障した。連絡先のシールが貼ってあったので電話して修理に来てもらったが、「修理はできない。買い替えるしかない。」と言われ、高額な給湯器の契約をした。

シールに書かれていた業者は給湯器を設置した業者とは無関係だったことが、あとからわかった。



### ひとことアドバイス

- ＊敷地内の給湯器に連絡先を記したシールを貼っておき、連絡してきた人に高額な修理や買い替えを勧めるという手口です。
- ＊給湯器が故障したときは、取扱説明書やメーカーのホームページにある修理連絡先などに問い合わせるようにしましょう。
- ＊もし被害に遭ってしまった場合や不審に思ったら、**下記相談窓口へ連絡**をしてください！



### 相談窓口



津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

津山市消費生活センター

消費者ホットライン

**TEL:23-1004**

**TEL:32-2057**

**TEL:188(局番なし)**